

下呂市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成31年2月27日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成30年度 定期監査結果 指摘事項に伴う措置状況

1 繰越調定について		担当課：健康福祉部 健康医療課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>下呂市会計規則第18条で、収入調定者は、当該年度において調定した歳入で当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、翌年度の6月1日に。さらに、この歳入で翌年度末までに収納されなかったものは、翌々年度の4月1日に繰越調定をすることが定められており、これにより、下記の収入未済金は、平成30年4月1日に繰越調定をすべきところ、調定の手続きがされていませんでした。チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査費助成金返還金（1万450円） 	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>収入未済金について、年度末及び出納整理期間における確認作業の徹底を行い、適正な事務処理に努めます。</p>	

2 下呂市ファミリー・サポート・センター事業利用料補助金交付に係る事務手続きについて

担当課：健康福祉部 児童福祉課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>下呂市ファミリー・サポート・センター事業利用料補助金交付要綱第2条第1項で補助対象者の要件が定められ、同項第2号で、市税等滞納がないことが交付要件とされていますが、担当課から、この市税等の滞納状況の確認方法について聴取したところ、確認がされないまま補助金が交付されていました。</p> <p>今後、当該補助金交付要綱を遵守し、適正な事務処理に努めてください。なお、申請者の市税等滞納状況の確認に当たっては、下呂市が取り組む情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の取り決めに従って厳格に行ってください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>当該補助金交付要綱第2条第2号で規定している申請者の市税等の滞納状況について、交付決定前に確実に確認を行います。また、その確認に当たっては、市が定めるISMSの規定の遵守を徹底します。</p>

3 下呂市豪雨災害義援金の保管方法について

担当課：健康福祉部 社会福祉課

監 査 意 見

措 置 状 況

今年、6月下旬から7月上旬に発生した豪雨災害の被災者に対する一般からの義援金が、下呂市地域防災計画（第31節、3義援金の受入れ・配分等、（4）義援金の管理）に基づき、公金外現金（歳計現金及び歳入歳出外現金以外の現金）として取り扱われていました。

地方自治法施行令第168条の7第1項で「会計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。」と定められ、総務省令で定めるもののひとつとして、同法施行規則第12条の5第1項第2号で「災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券」が規定されています。一般からの貴重な義援金は、市が責任をもって確実に保管するために、下呂市会計規則（第56条）の定めるところにより歳入歳出外現金として取り扱うことが適切と思われまます。市地域防災計画の義援金等の管理に関する事項について、見直しを検討してください。

（措置済、改善中、未措置）

6月下旬から7月上旬に発生した豪雨災害に係る義援金については、下呂市地域防災計画に基づき取り扱いをしましたが、現金保管の確実性をいっそう高めるため、歳入歳出外現金として取り扱う方法が最善であると認識しました。

今後、義援金をより安全で確実に保管するよう改めるため、下呂市地域防災計画（第31節、3義援金の受入れ・配分等、（4）義援金の管理）の改正について、危機管理課と協議を済ませ、次回開催の下呂市防災会議に諮る予定です。

4 業務委託における入札及び契約の円滑化と適正化について	担当課：健康福祉部 児童福祉課、下呂振興事務所 下呂地域振興課
監 査 意 見	措 置 状 況
<p>業務委託において、次のような事案がありました。</p> <p>(1) みやだ子育て・保育ステーションバス運行業務委託 平成29年12月19日に債務負担行為が設定され、平成30年2月8日に指名競争入札が行われた。しかし、最低入札金額が予定価格に達しなかったため2回目の入札が行われたが不落となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（再度の入札に付し落札者がいないとき）を適用し、最低価格の入札者と不落随意契約が締結されている。なお、1回目の入札において指名業者7社のうち、3社が辞退し、その理由は2社が人員（乗務員）不足で、1社が自己都合としている。</p> <p style="text-align: right;">（契約金額319万6,800円）</p> <p>(2) 下呂ふるさと歴史記念館・縄文公園施設管理業務委託 平成30年3月27日に指名競争入札が行われたが、同月30日に落札者から人員の確保ができなかったことを理由に辞退届が提出された。（落札者は入札参加資格停止）このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号（落札者が契約を締結しないとき）を適用し、一者随意契約が締結されている。</p> <p style="text-align: right;">（契約金額579万3,120円）</p> <p>(3) 下呂市民会館施設管理・清掃業務委託 (2)と同様の経緯で、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号を適用し、一者随意契約が締結され、契約金額は当初落札金額を49万2,480円上回っている。</p> <p style="text-align: right;">（契約金額399万1,680円）</p> <p>(4) 学校校務員業務委託 平成27年1月に2社による指名競争入札を行って以来、受</p>	<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>■児童福祉課</p> <p>(1) みやだ子育て・保育ステーションバス運行業務委託 こども園並びに子育て保育ステーションのバス運行業務については、園児の通園に欠かすことのできない業務となっており、園児の安全を最優先とするため、地域の道路等の状況を熟知していることのほか、常に園との連携を図りながら、運行を行わなければならないと考えています。このため、業務委託にあっては、人員確保等の問題により業務に支障が生ずることのないよう、安定的に業務を実施する必要があることから、長期継続契約の締結について検討を進めます。</p> <p>■下呂地域振興課</p> <p>(3) 下呂市民会館施設管理・清掃業務委託 次年度予算の議決等に関わる通常の契約準備行為からの入札執行では入札実施日が指定されるため、落札から業務開始までに期間が設けられないのはご指摘のとおりです。</p> <p>人員確保等に要する受託者の準備期間を設けることを考慮するとご指摘のとおり債務負担行為を設定し、次年度予算の議決日に関わらず業務開始前の早い時期に入札を実施し、請負業者を決定することが最善と考えます。</p> <p>そのため次年度以降に、同様の契約を行っている他の部局とも協議しながら債務負担行為を伴う早期入札執行を行うよう検討していきます。</p> <p>また、業務内容のうち施設管理業務については「契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」に該当し、複数年度において業務</p>

託業者側の雇用形態や実績を理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）を適用し、毎年度、当初の受託者と一者随意契約が締結されている。

（契約金額3,447万3,600円）

こうした事案において、(1)(2)及び(3)の場合、受託者において業務に当たる人員の確保が問題となっており、特にバス運転者の不足は全国的にも深刻化しています。また、(2)(3)の事案は、人員確保等に要する受託者の準備期間を考慮すると、明らかに入札執行時期が遅いと思われます。民間の労働力の確保は、全市的に大きな問題になっている現状から、業務を円滑に遂行するため、債務負担行為を設定した上で業務開始前の早い時期に入札を実施し、落札者を決定することができないか検討してください。

また、委託する業務内容によって、予算単年度主義の例外であることを認識したうえで、地方自治法施行令第167条の17に定められた「契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」という要件を満たした長期継続契約の締結についても検討してください。

(4)の事案は、一者随意契約により受託者を決定しているため、前述のような問題は軽減されます。しかしながら、競争原理が働かず、当該随意契約に価格の有利性よりも優先させる明確な理由や根拠があるのか疑問が残るところです。ついては、今後、より一層公正性や透明性、経済性を高めるために、債務負担行為を設定した上で、業務開始前の早い時期に指名競争入札を実施できないか検討してください。

内容に変更がないことから、複数年の長期継続契約を締結することも次年度以降の契約において検討していきます。

5 随意契約による業務委託について

担当課：市立金山病院 事務課

監 査 意 見

金山病院清掃業務委託（契約金額918万円）は2社から見積書を徴取し、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用して随意契約の方法により発注されています。また、金山病院空調設備保守点検業務委託（契約金額159万8,400円）は、19業者に見積依頼し、同じく地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用して随意契約の方法により発注されています。しかしながら、いずれの業務も随意契約とすることの妥当性は認められませんでした。地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則（地方自治法第234条第1項及び第2項）となっていることから、入札を実施し、適正な契約事務の執行に努めてください。

なお、清掃業務委託について、今後、受託者側の人員確保が困難になる恐れがある場合は、予算単年度主義の例外であることを認識したうえで地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約の締結について検討してください。

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

清掃業務委託、空調設備保守委託については、平成31年度から一般競争入札を実施します。

また、長期継続契約については導入に向け検討します。

6 医療機器等機種選定委員会の開催について	担当課：市立金山病院 事務課、健康福祉部 健康医療課
監 査 意 見	措 置 状 況
<p>金山病院自動分析装置の購入について業者選定委員会が開かれ、指名競争入札の方法により1,792万8,000円で売買契約が締結されています。しかしながら、購入するに当たって、下呂市医療機器等機種選定委員会内規が平成18年12月に施行されているにもかかわらず、同委員会は開催されていませんでした。</p> <p>機種選定委員会の事務担当課の説明では、近年、同内規に定められた全対象機関において委員会は開催されていないとのことで、内規を見てみると、委員会の設置に関する内容となっており、委員会の具体的な任務や、委員会で審議される対象機種の具体的な要件などは明記されておらず、内規は形骸化しているものと思われます。機種選定手続きの透明性の確保はいうに及ばず、経営の効率性を高めるため、医療需要に対する必要性や、費用対効果、性能などについて、機種更新計画に基づくことを前提として、適正な機種選定を行うことが大切であると考えます。ついては、内規を見直し、改めて実効性の高い要綱等を制定することについて検討してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>現在ある下呂市医療機器等機種選定委員会内規については形骸化しており、また内容についても曖昧な点も多いため、当内規を廃止し、改めて下呂市国民健康保険病院診療所及び休日診療所医療機器選定委員会設置要綱の制定に向け取り組みを進めます。</p>